

島根県医師国民健康保険組合からのお知らせ

1. 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

～まずは医師国保組合事務局にご照会ください～

本組合では、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等での症状で感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することが出来なかった期間について傷病手当金を支給致します。(組合規約第16条の2)

改正点：期間を延長しました

適用となる期間は、令和2年1月1日から令和4年12月31日までの間です。

本傷病手当金の支給を受けるためには申請が必要となります。申請方法並びに申請様式の請求や記入方法など、ご不明な点は医師国保組合事務局までお知らせください。申請様式は組合HPにも掲載しております。

なお、提出書類にある「(様式第10号-4-4)傷病手当金支給申請書(医療機関記入用)」は、各保健所から発行される「宿泊・自宅療養証明書(新型コロナウイルス感染症専用)」(写し可)又は「My HER-SYS(厚労省提供：新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム)による宿泊療養又は自宅療養を証明する書類(療養証明書)」画面の写しが代用できます。

2. 後期高齢者の組合員の皆様へ ～インフルエンザ予防接種補助事業について～

本組合の「保健事業実施要綱」に基づき、後期高齢者の組合員の皆様にインフルエンザ予防接種事業を実施いたします。対象となる皆様には個別にご通知申し上げますので、申請手続きをお願いいたします。

1. 実施対象者：後期高齢者の組合員
2. 接種期間：令和4年10月1日から令和5年2月28日まで
3. 申請手続き：インフルエンザ予防接種補助申請書(保健事業様式第6号)に領収書(原本)を添えて医師国保組合に提出 ※接種後お早めに申請をお願いします。
4. 助成金額：申請された自己負担額の全額

3. 第三者行為による交通事故などでの治療費について

～第三者行為による負傷・病気などで医療機関に受診された場合は、

医師国保組合までご連絡をお願いします！～

交通事故など第三者(自分以外の人など)による行為で負傷したり病気になった場合は、被保険者証を使って治療を受けることができます。

しかし、この場合の治療費は本来加害者が負担すべきものですので、一時的に医師国保組合が立て替え払いをし、後日、加害者に治療費を請求することになります。(被害者が自己負担分を立て替え払いされることも考えられます。) 必ずお早めに医師国保組合にご連絡をお願いします。

〔注意事項〕

- ・ 示談：医師国保組合に届け出る前に加害者と示談を結んでしまうと、その内容によって医師国保組合が加害者に対する請求権を失ってしまう場合があります。示談を結ぶ前に必ず医師国保組合へご連絡ください。
- ・ 労災保険：業務中や通勤中の事故などが原因の場合は、労災保険の対象となり医師国保組合の被保険者証では受診はできません。(勤務先の事業所によっては労災保険の対象にならないこともあります。)

～ 保険加入、保険給付、各種健診費用助成等どんなことでもお気軽にお問い合わせください ～

島根県医師国民健康保険組合 Tel : 0852-26-3100 URL : <https://shimane-ikokuho.or.jp>